

米国関連資料

**Final OA に対する 2 回目の応答は特許権存続期間調整の計算対象となる
ことが示された最近の CAFC 判例**

2019年12月02日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2000年5月29日以降にファイルされた出願に対し、USPTOに起因する審査の遅れによって実質的に特許権存続期間が短くなるといった課題を解決する方策としてPTA (Patent Term Adjustment) が導入されました。

上記PTAによれば、USPTOサイドに起因して審査の遅延が生じた場合、その遅延分に相当する日数が特許権存続期間に加算されます。これに対し、出願人サイドに起因する審査の遅延が生じた場合、その遅延分に相当する日数が、特許権存続期間から減算されます。米国特許法第154条(b)(2)(C)(i)は、USPTOに起因する遅延に対して調整が行われるべき旨を規定しています。なお、調整期間は、一日単位でカウントされます。

"Final Office Action"後にファイルされた最初の応答書に対し、"Advisory Action"が発行され、この"Advisory Action"に対して更なる応答書を出願人がファイルした場合、特許権存続期間はどのように調整されるのかについて、最近のCAFC判例に基づいて、以下に詳細に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。